

新旧対照表

新	旧
秋田県週休2日制モデル工事実施要綱 （趣旨） 第1条 （略） （定義） 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（3） 略 （4） 完全週休2日 実工期の間の1週間における全ての休日に、現場閉所をした場合をいう。 （5） 現場閉所率 実工期（別に定める期間を除く。）のうち、現場閉所をした日数の割合をいう。 （6） 実工期 工事着手日から工事完成日（工事完成届提出日）までの期間をいう。 第3条（休日）～第4条（モデル工事の指定等） （略） （工事成績評定） 第5条 （略） （表略） ※主任監督員の評価において考査項目「4. 工事特性」細別「I. 施工条件等への対応」対応事項「V. その他」で加点することとし、対応事項I～IVにおいて重複評価しないものとする。 第6条（工期変更）～第9条（その他） （略） 附 則 この要綱は、平成29年5月30日から施行する。 附 則（平成30年3月27日技管－996 一部改正） 1. この要綱は、平成30年3月27日から施行する。 2. この要綱による改正後の秋田県完全週休2日制モデル工事実施要綱の規定は、平成30年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。 附 則（令和元年6月7日技管－168 一部改正） この要綱は、令和元年7月1日から施行する。 附 則（令和2年3月13日技管－732 一部改正） 1. この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 2. この要綱による改正後の秋田県週休2日制モデル工事実施要綱の規定は、令和2年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。 附 則（令和3年9月9日技管－340 一部改正） この要綱は、令和3年10月1日から施行する。	秋田県週休二日制モデル工事実施要綱 （趣旨） 第1条 （略） （定義） 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（3） 略 （4） 完全週休二日 <u>契約</u>工期の間の1週間における全ての休日に、現場閉所をした場合をいう。 （5） 現場閉所率 <u>契約</u>工期（別に定める期間を除く。）のうち、現場閉所をした日数の割合をいう。 <u>（追加）</u> 第3条（休日）～第4条（モデル工事の指定等） （略） （工事成績評定） 第5条 （略） （表略） <u>（追加）</u> 第6条（工期変更）～第9条（その他） （略） 附 則 この要綱は、平成29年5月30日から施行する。 附 則（平成30年3月27日技管－996 一部改正） 1. この要綱は、平成30年3月27日から施行する。 2. この要綱による改正後の秋田県完全週休2日制モデル工事実施要綱の規定は、平成30年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。 附 則（令和元年6月7日技管－168 一部改正） この要綱は、令和元年7月1日から施行する。 附 則（令和2年3月13日技管－732 一部改正） 1. この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 2. この要綱による改正後の秋田県週休2日制モデル工事実施要綱の規定は、令和2年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。